

茅ヶ崎北陵高等学校は、事故・不祥事の発生をゼロにすることを目的として、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定める。

1 実施責任者

茅ヶ崎北陵高等学校不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、副校長、教頭及び事務長がこれを補佐する。また、総括教諭は校長、副校長及び教頭を補佐し、事務長を補助する。

校長は、職員会議等において所属長からの不祥事根絶メッセージを発信するとともに、全職員を対象とした個別面談を実施するなど本プログラムの有効な実現を図る。

2 目標及び行動計画(職員啓発資料等を活用する)

(1) 教育委員会共通目標

① 法令遵守意識の向上(公務外非行防止、職員行動指針の周知徹底)

ア 目標

個人としての生活時間帯における不祥事や県民の不信を招く行為等の原因について教職員一人ひとりが自覚するとともに認識を深め、教育公務員として「法令遵守」意識をより確固としたものにし、高めることにより非行を未然に防止する。

イ 行動計画

- ~~i 不祥事防止研修会等で職員啓発資料等を活用し、教育公務員としての自覚を喚起する。~~
- i 「神奈川県職員行動指針」の配付・携帯状況を確認し、指針に基づき、公務員としての自覚を持った行動を心掛ける。
- ii 職員として、校務内外において、常に高い倫理観を持ち、自身の行動を律し、不祥事(わいせつ事案等)防止を徹底する。
- iii 8月に職場研修を行い、公務員としての自覚を高め、法令順守意識の強化に繋げる。

② 職場のハラスメント(パワハラ、セクハラ、マタハラ等)の防止

ア 目標

職場のハラスメントを未然に防止する。

イ 行動計画(随時)

- i 校長面談時に実態把握をするとともに、一人ひとりの職員が主体的に考えるように指導する。
- ii 一人ひとりが自らの言動を見直し、ハラスメントのない職場環境づくりを進める。

③ 生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の防止

ア 目標

職員一人ひとりがわいせつ・セクハラ行為の未然防止について当事者意識を持って取り組み、決められたルールを遵守し、生徒に対するわいせつ・セクハラ行為を行っている職員はゼロを目標とする。

イ 行動計画

- i 生徒指導・部活動等について必ず複数人で対応する
- ii 管理職は、授業や部活動の様子、教科準備室等の利用状況を日常的に巡視する。
- iii 具体的事例を示して職場研修を実施し、職員に当事者意識を持たせるとともに、生徒の

連絡先の適正な取得・管理方法等について、ルールを周知しすべての教職員で遵守徹底する。

iv 校長による個人面談を実施し、生徒との SNS の利用状況等について実態把握を実施する。

#### ④ 体罰、不適切な指導の防止

##### ア 目標

体罰、不適切な指導の発生を未然に防止する。

##### イ 行動計画

- i 令和3年8月に「体罰、不適切な指導の防止」について、一人ひとりの職員が主体的に考える形態の研修会を実施する。
- ii 令和3年8月に「生徒の人権に配慮した指導」をテーマに職員が主体的に考える形態の研修会を研究開発グループにより実施する。
- iii 最近の青少年の行動傾向及び本校生徒の状況把握に努め、情報交換を的確に行い、指導に生かすと同時に、個別指導にあたっては複数指導を徹底する。

#### ⑤-1 入学者選抜における事故防止

##### ア 目標

神奈川県高等学校入学者選抜（以下「入学者選抜」という。）の確実性及び信頼性を高めるため、入学者選抜における採点及び点検業務について検討を行うとともに、現行の採点及び点検業務について検証し、確実に入学者選抜を実施するための方策を策定する。

##### イ 行動計画

- i 入学者選抜において採点の誤りの防止を徹底し、適切かつ確実な入学者選抜を実施するための方策を策定する。

#### ⑤-2 成績処理に係る事故防止

##### ア 目標

成績処理にあたっては成績処理マニュアルに基づき、教務手帳への転記、成績処理支援システムへの入力・確認を複数によるチェック体制を確立し、ミスを未然に防止する。

##### イ 行動計画

- i 令和3年4月に「評価と成績処理」について、一人ひとりの職員が主体的に考える形態の研修会を教務グループにより実施する。
- ii 成績処理にあたっては、教科と教務グループが連携し、成績処理マニュアルに基づき、十分な打ち合わせ・確認を行い、複数によるチェック体制を確立し、確実な点検を行う。
- iii 成績処理支援システムの入力、点検については所定の手続きをとる。

#### ⑤-3 進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止

##### ア 目標

調査書の作成にあたっては、本校のマニュアルに基づき、複数によるチェック体制を確立し、作成ミス等を未然に防止する。

##### イ 行動計画

- i 令和3年10月に「調査書発行に係る事故防止」について、一人ひとりの職員が主体的に考える形態の研修会を実施する。
- ii 調査書の作成にあたっては、教務グループと進路支援グループ及び3学年が連携し、十分な打合せ・確認を行い、複数による確実な点検を行う。
- iii 作成途上の調査書も含め、調査書は鍵のかかる場所で適切に保管する。

#### ⑥ 個人情報等の管理、情報セキュリティ対策（パスワードの設定、誤廃棄防止）

ア 目標

個人情報の漏えい及び紛失を未然に防止する。

イ 行動計画(随時)

- i 令和3年9月に「個人情報管理」について、一人ひとりの職員が主体的に考える形態の研修会を実施する。
- ii 生徒の個人情報は原則として校外に持ち出さない。やむを得ず持ち出す際は、個人情報持ち出し許可願いを提出し、許可を得る。
- iii 生徒・保護者等の携帯電話番号・メールアドレスを収集するときは、必ず文書による承諾を得る。また、収集した情報を記録し持ち出すときは、個人情報持ち出し許可願いを必ず提出し許可を得る。
- iv 出席簿は適切に管理・保管し、教務手帳は鍵のかかる場所に一元的に保管するとともに持ち出しはしない。また、試験問題等を机上に放置しない。

⑦ 交通事故防止、酒酔い、酒気帯び運転防止

ア 目標

交通事故の発生を未然に防止する。

酒酔い、酒気帯び運転を未然に防止する。

イ 行動計画

- i 令和3年11月に「交通事故防止、酒酔い、酒気帯び運転禁止」について、一人ひとりの職員が主体的に考える形態の研修会を実施する。
- ii 車の運転時は平常心を保ち、余裕をもって運転する。また、安全確認を怠ることがないようにする。
- iii 自家用車を使用する際の通勤ルートや出張ルートに狭い道は使用せず、常に時間に余裕をもった運転を心掛ける。
- iv 飲酒を伴う会合に出席する場合は、絶対に自家用車で会場に行かない。また、自転車の運転も行わないことを周知徹底する。
- v 飲酒時は「深酒をしないよう」注意を喚起する。また、次の日に車等の運転の予定があるときは飲酒の量に気を付けることを周知徹底する。

⑧ 業務執行体制の確保等（情報共有、相互チェック体制、業務協力体制）

ア 目標

業務遂行体制の充実を図る。

イ 行動計画

- i 職員が一人で業務上の困難やストレスを抱え込むことがないように、支えあって協働する同僚性を醸成する。
- ii お互いに気にかけて声を掛け合える風通しの良い職場環境をつくる。

⑨ 適正な経理処理（私費会計処理）

ア 目標

私費会計に関する不祥事の発生を未然に防止する。

イ 行動計画

- i 令和3年10月に「適正な私費会計の取扱い」についての研修会を実施する。
- ii 私費会計担当者会議を開催して、私費会計の適正な執行について確認する。
- iii 私費会計担当者及び部活動顧問(会計担当)を対象に会計担当者研修会を実施する。

## (2) 茅ヶ崎北陵高等学校独自目標

### ① 定期テストについての事故防止について

#### ア 目標

定期テスト問題作成、点検、実施及び回収、実施後の受け渡し等チェック体制を確立し、出題ミス等を未然に防止する。

#### イ 行動計画

- i 定期テスト問題作成上での問題のチェック、点検後の保管について所定の手続きをとり  
確実な点検を行う。
- ii 定期テストの実施についての監督及び実施後の担当への解答用紙の受け渡しは、所定の  
手続きに従い、実施する。
- iii 定期テスト採点及び採点後の返却について所定の手続きをとり、確実に実施する。
- iv 定期テスト採点後の採点確認について所定の手続きをとり、確実に実施する。

### ② 保護者対応に係る事故防止

#### ア 目標

社会環境の変化、家庭環境の複雑化等、学校を取り巻く環境が変動している中で保護者とのトラブルを未然に防止する。

#### イ 行動計画

学校の指導に対する保護者の意見・要望に対する対応方法、保護者と連携した生徒の課題・問題への取組み方、家庭の問題への学校のかかわり方等については、職員間の情報交換等を的確に行い迅速・適切な対応を心掛け、信頼関係や協力関係を促進する。

## 3 検証と結果

### (1) 検証

2に規定する行動について、令和3年12月初旬までに実施状況を確認し、実施内容の評価を行う。未実施があった場合は、令和3年12月中に補完措置を講ずる。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。

### (2) 最終検証と全体評価

2に規定する行動計画について、令和4年3月初旬に実施状況を確認するとともに、各目標達成についての自己評価を行う。その結果、新たな目標設定(各目標の修正を含む)が必要な場合は新たな目標設定を行ったうえで、令和3年度における茅ヶ崎北陵高等学校・不祥事ゼロプログラムを策定する。

## 4 実施結果

3の検証を踏まえ、「実施結果」をとりまとめのうえ、教育局行政課の求めに応じ、同課に送付する。

## 5 事務局

プログラムの策定及び実行の具体的手続きについては、企画会議がこれを行う。